

特別管理産業廃棄物処理計画書 記入要領

(※産業廃棄物処理計画書も準じて作成してください。)

項 目	説 明
(集計用シート)	
集計用シートの取り扱いについて	廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の様式ではないため、多量排出事業者に係る公表制度の対象外としていますが、このシートを利用することにより報告が簡易になり、また、実績値や目標値等を容易に把握できますので、提出の御協力をお願いします。
提出者について	記入内容について、確認等の御連絡をさせていただくことがありますので、記入をお願いします。
特別管理産業廃棄物の種類について	集計用シートには20項目の特別管理産業廃棄物の名称が入力可能です。特別管理産業廃棄物の種類別にコード（コード表を参照してください。）と名称の記入をお願いします。
数値について	小数第一位を四捨五入して表示するように様式の電子ファイルを設定しています。ただし、数字が有効であれば、小数第三位まで記入し表示していただいても結構です。また、0.500未満の数値を入力したため「0」と表示されてしまう場合等につきましては、適宜、設定を変更してください。
① 排出量	当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
② 自ら直接再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら再生利用した量
③ 自ら直接埋立処分した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分した量
④ 自ら中間処理した量	①の量のうち、自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理前の量
⑤ ④のうち熱回収を行った量	④の量のうち、熱回収を行った量
⑥ 自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の中間処理後の量
⑦ 自ら中間処理により減量した量	④の量から⑥の量を差し引いた量
⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量	⑥の量のうち、自ら利用又は他人に売却した量
⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	中間処理及び最終処分を委託した量
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	⑩の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
⑫ 再生利用業者への処理委託量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量（⑬、⑭に該当するものを除きます。）
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外で、熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

特別管理産業廃棄物処理計画書 記入要領

(※産業廃棄物処理計画書も準じて作成してください。)

項 目	説 明
⑮ その他の中間処理委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理をした量（⑫～⑭に該当するものを除きます。）
⑯ 埋立処分委託量	⑩の量のうち、委託して直接埋立て最終処分した量
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	②の量と⑧の量を合計したもの（上記のデータから自動計算されます。）
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	③の量と⑨の量を合計したもの（上記のデータから自動計算されます。）
(第1面)	
提出者について	特別管理産業廃棄物処理計画書の提出者は、多量排出事業者が法人の場合は法人の代表者です。ただし、処理計画書の作成単位である支店等の代表者で提出することもできます。
提出者の住所	提出者の住所を都道府県名から記入してください。個人事業者の場合も考え方は同様です。
提出者の氏名	個人の場合は個人の氏名を記入してください。屋号がある場合には屋号も記入してください。法人の場合は法人名、支店等の名称、代表者の氏名を記入してください。（代表者印、会社印等の押印は不要です。）
提出者の電話番号	上記提出者の電話番号を記入してください。
事業場の名称	特別管理産業廃棄物を排出した工場、営業所、支店、病院名等の名称を記入してください。
事業場の所在地	上記事業場の所在地を記入してください。
計画期間	処理計画の計画期間を記入してください。
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
事業の種類	日本標準産業分類における中分類に該当するコードと業種を記入してください。
事業の規模	製造業の場合は製造品出荷額（前年度実績）、医療業は病床数（前年度末時点）等、業種に応じて、事業の規模が分かる項目について、その前年度実績を記入してください。
従業員数	事業場の従業員数を記入してください。
特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの一連の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む）を記入してください。 書き切れない場合は、「別紙のとおり」等と記入し、別紙を添付してください。
(第2面)	
特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
管理体制図	特別管理産業廃棄物について、各部署の役割が分かるものを記入してください。 書き切れない場合は、「別紙のとおり」等と記入し、別紙を添付してください。
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	

特別管理産業廃棄物処理計画書 記入要領

(※産業廃棄物処理計画書も準じて作成してください。)

項 目	説 明
特別管理産業廃棄物の種類 排出量	特別管理産業廃棄物の種類ごとの排出量（トン単位）の「①現状（前年度実績）」と「②計画」を記入してください。 （※特別管理産業廃棄物の種類が3種類以上ある場合は、右側のセルに続けて入力してください。以下、第2面～第5面について同様です。） 又は、集計用シートに排出量等の必要事項を入力し添付することにより、これらの記入箇所を「別紙のとおり」とすることもできます。
実施した（実施する予定の）取組について	取組内容及び対象となる特別管理産業廃棄物の種類を記入するなど、具体的に記入してください。
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
分別に関する特別管理産業廃棄物の種類及び取組内容について、「①現状」と「②計画」を記入してください。 （※取り組んでいない場合は、「特になし」等と記入してください。以下、第2面～第5面について同様です。）	
(第3面)	
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項	
	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用について、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、前年度の実績、今年度の目標及び取組内容を記入してください。 （※実績値、目標値がない場合は、「0 t」と記入してください。以下、第3面～第5面について同様です。）
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項	
	特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うことによって減量できた特別管理産業廃棄物の量と、自ら行った中間処理のうち熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量について、前年度の実績、今年度の目標及び取組内容を記入してください。
(第4面) (第5面)	
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	
	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分について、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、前年度の実績、今年度の目標及び取組内容を記入してください。
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項	
	特別管理産業廃棄物の種類ごとに、処理を委託した量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者への再生処理委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度の実績、今年度の目標及び取組内容を記入してください。 なお、再生利用業者が優良認定処理業者である場合など、内数を重複して記入する必要があることがあります。
その他留意事項	
別紙の添付について	それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」等と記入し、当該欄に記入すべき内容を記載した別紙を添付してください。
個人情報の記載について	特別管理産業廃棄物処理計画書は、公表制度の対象となるため、代表者印、従業員の個人名等、個人情報に該当する内容については、記入しないようにしてください。

コード表 廃棄物種類コード一覧

報告書には、廃棄物名（詳細）と該当するコードを記載してください。

コード	廃棄物名（大）	廃棄物名（詳細）
0100	燃え殻	燃え殻（下記以外）
0110		焼却灰
0111		石炭灰
0112		廃棄物焼却灰
0120		廃カーボン・活性炭
0200	汚泥	汚泥（下記以外）
0210		有機性汚泥
0211		下水汚泥
0220		無機性汚泥
0221		建設汚泥
0222		上水汚泥
0300	廃油	廃油（下記以外）
0310		一般廃油
0311		鉱物系廃油
0312		動植物系廃油
0320		廃溶剤
0330		固形油
0340		油泥
0400	廃酸	廃酸（下記以外）
0401		写真定着廃液
0500	廃アルカリ	廃アルカリ（下記以外）
0501		写真現像液
0600	廃プラスチック類	廃プラスチック類（下記以外）
0601		廃タイヤ
0602		自動車用プラスチックバンパー
0603		廃農業用ビニール
0604		プラスチック製廃容器包装
0605		発泡スチロール
0606		発泡ウレタン
0607		発泡ポリスチレン
0608		塩化ビニル製建設資材
0700	紙くず	紙くず（下記以外）
0710		建設工事の紙くず
0711		ダンボール
0800	木くず	木くず（下記以外）
0810		建設工事の木くず
0811		伐採材・伐根材
0900	繊維くず	繊維くず（下記以外）
0910		建設工事の繊維くず
1000	動植物性残渣	動植物性残渣
4000	動物系固形不要物	動物系固形不要物
1100	ゴムくず	ゴムくず
1200	金属くず	金属くず（下記以外）
1210		鉄くず
1220		非鉄金属くず
1221		鉛製の管又は板
1222		電線のくず
1300	ガラスくず等*1	ガラスくず等（下記以外）
1310		ガラスくず
1311		カレット
1312		廃ブラウン管（側面部）
1313		ガラス製廃容器包装
1314		ロックウール
1315		石綿（非飛散性）
1316		グラスウール
1317		岩綿吸音板
1320		陶磁器くず
1321		コンクリートくず
1322		廃石膏ボード
1323		ALC（軽量気泡コンクリート）
1400	鉱さい	鉱さい（下記以外）
1401		スラグ
1500	がれき類	がれき類（下記以外）
1501		コンクリート破片
1502		アスコン破片
1600	動物の糞尿	動物の糞尿
1700	動物の死体	動物の死体
1800	ばいじん	ばいじん
1900	13号廃棄物	13号廃棄物

不可分一体の産業廃棄物

コード	廃棄物名（大）	廃棄物名（詳細）
2000	建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物
2010		安定型建設系混合廃棄物
2020		管理型建設系混合廃棄物
2021		新築系混合廃棄物
2022		解体系混合廃棄物
2100	安定型混合廃棄物	安定型混合廃棄物
2200	管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物
2300	シュレッターダスト	シュレッターダスト

コード	廃棄物名（大）	廃棄物名（詳細）
—	石綿含有産業廃棄物	
2410		石綿含有建設混合廃棄物
2420		石綿含有ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず
2430		石綿含有廃プラスチック類
2440		石綿含有がれき類
2450		石綿含有紙くず
2460		石綿含有木くず
2470		石綿含有繊維くず（天然繊維）
—	水銀使用製品産業廃棄物	
2510		電池類
2520		照明機器
2521		HIDランプ
2522		蛍光灯
2530		医薬品等
2531		農薬
2532		医薬品
2540		電池類、照明機器、医薬品等、水銀回収義務付け製品以外の製品
2550		水銀回収義務付け製品（計測器以外）
2551		スイッチ及びリレー
2560		水銀回収義務付け製品（計測器）
2561		水銀体温計
2562		水銀式血圧計
—	水銀含有ばいじん等	
2610		ばいじん
2620		燃え殻
2630		汚泥
2640		廃酸
2650		廃アルカリ
2660		鉱さい
3000	廃自動車	廃自動車（下記以外）
3010		廃二輪車
3011		バイク
3012		自転車
3100	廃電気機械器具	廃電気機械器具（下記以外）
3101		廃パチンコ機・廃パチスロ機
3102		プリント配線板
3103		テレビジョン受信機
3104		エアコンディショナー
3105		冷蔵庫
3106		洗濯機
3107		電子レンジ
3108		パーソナルコンピューター
3109		電話機
3110		自動販売機
3112		冷凍庫
3500	廃電池類	廃電池類（下記以外）
3510		鉛蓄電池
3520		乾電池
3600	複合材	複合材

特別管理産業廃棄物

コード	廃棄物名（大）	廃棄物名（詳細）
7000	引火性廃油	引火性廃油
7010	引火性廃油（有害）	引火性廃油（有害）
7100	強酸	強酸
7110	強酸（有害）	強酸（有害）
7200	強アルカリ	強アルカリ
7210	強アルカリ（有害）	強アルカリ（有害）
7300	感染性廃棄物	感染性廃棄物
7410	PCB等*2	廃PCB等（下記以外）
7411		廃PCB
7412		PCB汚染物
7413		PCB処理物
7440	廃水銀等*3	廃水銀等
7421	廃石綿等（飛散性）	廃石綿等（飛散性）
7422	指定下水汚泥	指定下水汚泥
7423	鉱さい（有害）	鉱さい（有害）
7424	燃え殻（有害）	燃え殻（有害）
7425	廃油（有害）	廃油（有害）
7426	汚泥（有害）	汚泥（有害）
7427	廃酸（有害）	廃酸（有害）
7428	廃アルカリ（有害）	廃アルカリ（有害）
7429	ばいじん（有害）	ばいじん（有害）
7430	13号廃棄物（有害）	13号廃棄物（有害）

*1…ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず

*2…廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物

*3…処分するために処理したものを含む

前 年 度 【 年 度】 実 績

提 出 者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	特別管理産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス

特別管理産業廃棄物の種類	① 排出量(t)	② 自ら直接再生利用した量(t)	③ 自ら直接埋立処分した量(t)	④ 自ら中間処理した量(t)	⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)	⑥ 自ら中間処理した後の残存量(t)	⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)	⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)	⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩ 直接及び自ら処理した後の処理委託量(t)	計 画 の 実 施 状 況 (⑩=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ =⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)					⑰ 優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑱+⑲ 自ら再生利用を行った量(t)	⑳+㉑ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)	
											委 託 先 による 区 分								⑫ 再生利用者への処理委託量(t)
コード	名 称	発生した特別管理産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理せず自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理せず自ら埋立処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理前の量	④の量のうち、熱回収を行った量	自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理後の量	④の量から⑤の量を差し引いた量(自動計算)	⑥の量のうち、自ら利用又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量(自動計算)	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑫、⑬を除く)	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への熱回収委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への熱回収委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理をした量(⑫～⑮を除く)	⑩の量のうち、委託して直接埋立て最終処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への処理委託量	②の量と⑧の量を合計したもの(自動計算)	③の量と⑨の量を合計したもの(自動計算)
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今年度【 年度】目標

提出者						
住所	名称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス

特別管理産業廃棄物の種類	① 排出量(t)	② 自ら直接再生利用した量(t)	③ 自ら直接埋立処分した量(t)	④ 自ら中間処理した量(t)	⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)	⑥ 自ら中間処理した後の残存量(t)	⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)	⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)	⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩ 直接及び自ら処理した後の処理委託量(t)	計 画 の 実 施 状 況 (⑩=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ =⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)					⑰ 優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑱+⑲ 自ら再生利用を行った量(t)	⑳+㉑ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)	
											委託先による区分								⑫ 再生利用者への処理委託量(t)
コード	名称										⑫ 再生利用者への処理委託量(t)	⑬ 熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	⑮ その他の中間処理委託量(t)	⑯ 埋立処分委託量(t)	⑰ 優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑱+⑲ 自ら再生利用を行った量(t)	⑳+㉑ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)	
コード 表参照	特別管理産業廃棄物の種類	発生した特別管理産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理せず自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理せず自ら埋立処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理前の量	④の量のうち、熱回収を行った量	自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の中間処理後の量	④の量から⑤の量を差し引いた量(自動計算)	⑥の量のうち、自ら利用又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量(自動計算)	⑫の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭を除く)	⑬の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑭の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑮の量のうち、委託して破砕等の中間処理をした量(⑮～⑱を除く)	⑯の量のうち、委託して直接埋立て最終処分した量	⑰の量のうち、優良認定処理業者への処理委託量	⑱の量と⑲の量を合計したもの(自動計算)	⑳の量と㉑の量を合計したもの(自動計算)
1										0									
2										0									
3										0									
4										0									
5										0									
6										0									
7										0									
8										0									
9										0									
10										0									
11										0									
12										0									
13										0									
14										0									
15										0									
16										0									
17										0									
18										0									
19										0									
20										0									
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>寝屋川市長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">提出者</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	
② 事業の規模	
③ 従業員数	
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量した特別管理 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により 減量する特別管理 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。